

## 拓殖大学学友会北海道連合会札幌支部会則

本会設立年月日：昭和26年3月1日

第1条 本会は、拓殖大学学友会北海道連合会札幌支部と称する。

第2条 本会は、事務所を札幌支部長宅に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦融和を図り併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦連絡に関する事業
- (2) 母校の発展に寄与する事業
- (3) 会員名簿作成
- (4) その他必要な事業

第5条 本支部の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員

拓殖大学、大学院、拓殖短期大学、拓殖北海道短期大学卒業者に於て札幌市内及び周辺に居住する者

- (2) 推薦会員

かつて本学に学籍を有し、本会役員会の推薦により支部長が承認した者

第5条の2 会員の権利の停止、退会

- (1) 会員の権利停止

会費の未納者については、会員の権利を停止することができる。停止する会員の権利は次の通りとする。

- ア 支部役員を選任に関する権利
- イ 支部の会議に出席する権利
- ウ 支部からの文書の送付を受ける権利

- (2) 退会

ア 本人から退会の申し出があったとき

イ みなし退会

(ア) 3年間会費が納入されなかったとき

(イ) 3年間支部からの連絡に対し何ら応答がなかったとき

上記について、支部は当該会員が会員を希望していないとみなして退会処理することができる。(但し、役員会において未納に正当な理由があると認める場合を除く)

第6条 本支部に次の役員を置く

- ・ 支部長1名、副支部長3名以内
- ・ 幹事長1名、副幹事長2名、幹事若干名
- ・ 広報室長
- ・ 事務局長1名、事務局次長若干名、事務局員若干名

- ・ 会計 1 名、会計監査 2 名
- ・ 監事 2 名

第 7 条 役員任期は 2 カ年とし、再任を妨げない。

但し、欠員により補充された役員任期は前任期の残任期間とする。  
尚、任期満了後と謂も後任者就任までは前任者はその職務を執行する。

第 8 条 支部長は総会において選出し、会務を総理する。

- (1) 支部長は会議を招集し、その会の議長となる。
- (2) 定時総会等においては、支部長が議長を指名することができる。
- (3) 支部長の選出は他薦、自薦において行うものとする。

2 監事は、総会において選出し会務全般を見渡し、適正な会運営について助言する。

第 9 条 副支部長は支部長が任命し、支部長を補佐し会務を遂行する。

支部長事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。

2 副支部長、監事以外の役員選任方法

- (1) 幹事長、事務局長、広報室長は支部長が任命する。
- (2) 副幹事長、事務局次長、事務局員、会計監査は役員会において役員の中から選出し支部長が任命する。

3 役員職務

- (1) 幹事長は、支部長を補佐しかつ特命事項を処理する。
- (2) 副支部長の下に、総務担当部門と企画担当部門を置く。

総務担当副支部長は、支部運営の総務、経理、会議開催、その他関連事項について、企画担当副支部長は、各種行事の企画、行事の記録、会員の加入対策、その他関連事項を処理する。

- (3) 事務局は、会全体の事務をとりまとめ、会の円滑な運営を図る。

第 10 条 本支部に顧問・相談役を置くことができる。

顧問・相談役は役員会の推薦により支部長 が委嘱し重要事項の諮問に応ずる。  
尚その任期は限らない。

第 11 条 本会に次の会議を置く。

(1) 支部総会

(2) 役員会

ア 三役会

三役会は支部長、副支部長、幹事長及び副幹事長、事務局長で構成する。

但し、支部長が必要と認めた場合、他の役員等を招集することが出来る。

イ 拡大役員会

拡大役員会は三役構成員に加え、全役員で構成する。

但し、支部長が必要と認めた場合顧問、相談役他有識者等の出席を要請することができる。

(3) 臨時支部総会

緊急に、支部総会審議事案が発生した場合に開催することができる。

第 12 条 支部総会は毎年 1 回開催し本会の最高議決機関であり次の事項を審査する。

- (1) 会則の審議、予決算の審議、承認
- (2) 事業の審議、承認
- (3) 支部長、監事の選任
- (4) その他重要事項

第 13 条 役員会は必要の都度これを招集し、本会の会務を執行する。

第 14 条 本会の経費は会員からの 会費、寄付金及びその他の収入による。  
会費、寄付金納入に関しては別に定める。

第 15 条 会員は年会費を納入するものとする。 会費の額は別に 定める。

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 会務執行上必要あるときは役員会において別に細則を定める。

#### 附則

1 本会則は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正：平成 23 年度（第 15 条）

全面改正：平成 30 年 6 月 23 日（平成 30 年度総会に於いて全面改正）

## 拓殖大学学友会北海道連合会札幌支部会費・寄付金規程

第1条 この規定は札幌支部事務局会則第14条、15条に基づき、会費及び寄付金に関する規定を定める。

第2条 会費については次の通り定める。

- (1) 年額3,000円
- (2) 納入時期
  - ア 原則～総会出席受付時点
  - イ 新年会、その他の行事出席受付時点
- (3) 納入方法
  - ア 現金納入
  - イ 郵送、振り込み

第3条 寄付金について次の通り定める。

寄付金については、一般会計として受け入れ処理することができる。

附則 この規定は平成30年6月23日より施行する。

## 拓殖大学学友会北海道連合会札幌支部慶弔規程

第1条 この規定は札幌支部会則第19条に基づき、慶弔に関する規定を定める。

第2条 慶弔の給付は次の各号に該当することを原則とする。

- (1) 結婚祝い金 札幌支部会員が結婚した場合 ￥10,000円
- (2) 香華料 札幌支部会員本人が死亡した場合 ￥10,000円または生花

第3条 前条に規定する事項の他、役員が特に必要あると認めたときは三役会にて協議の上、慶弔及び見舞いの給付を行うことができる。

第4条 慶弔及び見舞いの給付は札幌支部年会費未納の者には給付の対象としない。

附則 この規程は平成19年6月23日より施行する。

参考：本会設立年月日：昭和26年3月1日